ごみ集積場所に関するガイドライン

1　設置場所について

(1) 使用者が居住している範囲内であること。

(2) ごみ収集車が安全で容易に横付けできる道路に面していること。

(3) 自治会など使用者間で協議し，その同意のもとで選定すること。

2　申出について

(1) 設置にあたっては，ごみ集積場所（新設・変更・廃止）申出書を，使用開始希望日の１４日前までに提出すること。

(2) 設置場所から半径６メートル未満の土地所有者（隣接者）等から，設置についての同意を書面で得ること。

(3) 輪番制で設置場所を変更する場合は，６か月以上とし，その都度，ごみ集積場所（新設・変更・廃止）申出書を提出すること。

(4) 廃止する場合は，使用者全員の同意を得ること。

3　維持管理について

(1) ごみ集積場所ごとに維持管理のルールを定め，使用者はそのルールを守ること。

(2) カラス除けネットの購入や清掃などを使用者で行うこと。

(3) 既存のごみ集積場所を新たに使用する場合は，維持管理のルールを理解したうえで，そのごみ集積場所を管理している自治会など使用者の承諾を得てから使用すること。

※市は，ごみ集積場所についての斡旋や仲介などは行いませんが，不明な点や特別の事情がある場合は，清掃センターに相談してください。

八千代市清掃センター